

平 29.10.16  
総 1 2 - 1

# 説 明 資 料

〔 税務手続の電子化等について 〕

平成 29 年 10 月 16 日 (月)

財 務 省

# 目次

## 総論

- 前回の総会でいただいた主なご意見(国税関係)…………… 1
- 未来投資戦略2017…………… 2
- 規制改革推進に関する第1次答申(電子申告関係部分)…………… 3
- 規制改革推進に関する第1次答申(年末調整関係部分)…………… 4
- 「税務行政の将来像」…………… 5
- 規制改革推進会議における「行政手続簡素化の3原則」…………… 6
- 経済社会のICT化を踏まえた税務手続に係るデータ活用(主な課題)…………… 7

## 1. 納税者から行政への情報提出のデータ化促進

- e-Taxの概要…………… 9
- e-Taxによる申告・申請等の手続の流れ(現行)…………… 10
- e-Taxの利用率の推移とこれまでの利便性改善策…………… 11
- e-Taxを利用していない理由…………… 12
- e-Taxにおける法人税申告書等のデータ提出方法…………… 13
- e-Taxにおける本人確認方法…………… 14
- 個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化…………… 15
- 医療費控除申告の電子化…………… 16
- 国税の納付のキャッシュレス化推進…………… 17
- 行政手続コスト削減のための基本計画…………… 18

## 2. 納税者の保有情報のデータ化促進

- 企業活動におけるICT化の状況…………… 20
- 電子帳簿等とスキャナ保存…………… 21
- 電子帳簿等保存制度の利用状況…………… 22

## 3. 行政機関間のデータ連携拡大

- 国税・地方税の情報連携…………… 24
- 行政機関間の情報連携(その他の取組)…………… 25

## 4. 行政による納税者のデータ取得・活用の支援

- 規制改革実施計画…………… 27
- 確定申告・年末調整手続の電子化の方向性…………… 28
- カスタマイズ型の情報配信…………… 29

## まとめ

- 経済社会のICT化を踏まえた税務手続に係るデータ活用  
(主な課題と検討の方向性)…………… 30

## 前回の総会でいただいた税務手続の電子化等に関する主なご意見(国税関係)

### (総論)

- 納税者自身で正確な申告をしやすい体制をつくるのが大事であり、計算誤りが生じない電子申告の使い勝手を改善していくことが重要ではないか。
- 行政・企業が有する税務に関するデータを、データのまま税務手続にうまく活用することができれば、納税者利便の向上につながるのではないか。さらには、社会全体のコストも削減できるのではないか。
- 高齢者などでも簡便に(スマートフォンのSNSのように)電子申告を行うことができる環境を目指していくべきではないか。
- ICT化により納税者利便を高めることは重要だが、情報セキュリティや納税者のプライバシーへの配慮も必要ではないか。

### (働き方の多様化との関係)

- 経済社会のICT化が発展する中、雇用的自営を含め様々なタイプの収入を得る方が増加し、確定申告が増加していくのではないか。
- 働き方の自由度が増しているが、多様な収入を稼得する方の中には税務手続に不慣れな方が少なくないのではないか。

### (その他)

- 医療費控除について、デジタル化を推進すべきではないか。レセプト情報はほとんどが電子データになっており、その活用が考えられるのではないか。
- 法人番号は、法人関係の統計一般に活用を広げれば政策立案に用いるデータの整備に役立つと考えられるなど、社会のインフラとして活用していくべきではないか。
- 工程表を作成するなど、数年後の姿を具体的に示すことが、国民の理解を深めることにつながるのではないか。

# 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

## 第2 具体的施策

### II Society 5.0 に向けた横割課題

#### B. 価値の最大化を後押しする仕組み

#### 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、行政目線の「行政手続」から事業者目線の「公共サービス」に発想を大きく転換し、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと(ワンスオンリー)を横串原則とする見直しを実施する。さらに、複数の機関に対する同様の書類の手続が求められる法人設立、社会保険料納付等においては電子手続の一元化(ワンストップ化)を図る。また、税務手続においては、電子申告等における国・地方間の情報連携を徹底する。ビッグデータやAI といった技術革新に合わせて行政手続をも革新させ、事業者側及び行政側双方にとって効率的・効果的な制度・手続を構築する。さらに、我が国の事業環境改善に必要な課題や解決のための手法について、諸外国でできていることがなぜ日本でできないのか、という観点から、不断に検討する。事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進を通じ「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現する。

# 規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） （電子申告関係部分）

## Ⅱ 行政手続コストの削減に向けて

### 3. 今後の取組

（前略）各府省は、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

## 規制改革会議行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）[抄]

### 2. 重点分野

#### 【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- ① 営業の許可・認可に係る手続（各省庁に共通する手続）
- ② 社会保険に関する手続（個別分野の手続）
- ③ 国税（個別分野の手続）
- ④ 地方税（個別分野の手続）
- ⑤ 補助金の手続（各省庁に共通する手続）
- ⑥ 調査・統計に対する協力（各省庁に共通する手続）
- ⑦ 従業員の労務管理に関する手続（個別分野の手続）
- ⑧ 商業登記等（個別分野の手続）
- ⑨ 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（個別分野の手続）

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

### 3. 削減目標

#### （3）取組期間

#### 【取組の内容】

取組期間は、3年とする（平成31年度まで）。ただし、事項によっては5年まで許容する（平成33年度まで）。

#### （4）削減目標

#### 【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

（注1）「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。

- ① 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
- ② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。

2. 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率100%。
- ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-tax)の利用率100%。

3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

- ① 電子納税の一層の推進
- ② e-taxの使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
- ③ 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

# 規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） （年末調整関係部分）

## Ⅲ 各分野における規制改革の推進

### 4. 投資等分野

#### (2) 具体的な規制改革項目

##### ① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

##### ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者（被用者）の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類（保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書）について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。